

3 監査第 1 1 9 号
令和 3 年 8 月 2 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	永	井	一	平
同	森	高	康	行
同	高	橋	正	浩
同	毛	利	修	三

令和 2 年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 2 年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

1 審査の対象

令和2年度愛媛県内部統制評価報告書

2 審査の方法

令和2年度愛媛県内部統制評価報告書（以下、評価報告書という。）の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

4 審査結果及び意見

評価報告書について、上記により評価手続及び評価結果について審査した結果、重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われており、記載は概ね適当と認められる。

なお、制度導入初年度ということもあり、一部の所属において、制度に対する理解がやや不足している事例等が審査の過程で見受けられたことから、「予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行を組織的に徹底する」という「愛媛県の内部統制に関する方針」の基本理念をしっかりと踏まえ、今後とも制度の適切な整備及び運用に向けて、内部統制の不備の判断基準のさらなる明確化や職員への制度の周知徹底に取り

組み、不適切な事案の発生防止に努められたい。

5 備考

特段記載すべき事項はない。